

職員の健康管理・ 安全衛生委員会について

福利課 健康推進係

R7.3.11（火） 令和6年度県立学校養護教諭研修会



1

福利課について

3つの顔をもっている

群馬県教育委員会事務局 福利課

- 財形貯蓄
- 教職員の退職手当、恩給
- 職員の労働安全衛生
- 保健管理

公立学校共済組合 群馬支部

- 職員の福利厚生
- 貸付事業
- 給付事業
- 組合員資格の得喪
- 被扶養者認定・取消
- 保健管理

群馬県教職員互助会

- 助成事業
- 貸付事業

2

2

健康推進系の業務について

労働安全衛生、健康管理に関する業務

労働安全衛生法
(令、規則)
<県>

学校保健安全法
(令、規則)
<県>

じん肺法
<県>

特定化学物質
障害予防規則
<県>

高齢者医療確保法
<共済>

群馬県教育委員会事務局等職員の安全及び健康管理に関する規程 など

3

3

主な健康診断業務

◆定期健康診断 (県)

◆特定健康診査 (共済)

◆新規採用時健康診断 (県)

◆骨密度健診 (共済)

◆特定業務従事者健康診断 (県)

◆婦人科検診 (共済)

◆海外派遣労働者健康診断 (県)

◆特殊健康診断 (県)

※下線は、法定健診

◆B型肝炎感染予防対策事業 (県)

4

4

定健？人間ドック？特定健診？

定期健康診断

- 事業主の実施義務
- 雇用する労働者が対象
- 労働者にも受診義務
- 年齢等により受診項目が異なる

人間ドック

- 検査項目が多く、病気の早期発見が目的
- 個人の自由意志
- 結果を提出し、定健や特定健診の受診代替

特定健康診査

- 保険者の実施義務
- 生活習慣病の予防・早期発見が目的
- いわゆる“メタボ健診”
- 40～74歳の組合員本人・被扶養者が対象
- 結果により特定保健指導の対象になることも

5

5

特定健診に係る健診結果の情報提供

事業主、保険者間で覚書を締結

- ◆ 高齢者医療確保法等により、事業者から保険者への健診結果の提供が義務づけられている。
- ◆ 定健や人間ドックを受診することで、特定健診の受診にかえることができる。
- ◆ 雇用する労働者の健診結果は、事業主や健診機関を通じて保険者へ提供される。

6

6

特定健診、特定保健指導について

『QUPiO Plus』、『SOMPOヘルスケア』

- ◆ 40～74歳の共済組合員本人、被扶養者には、健診結果に基づき、個別性の高い健康情報冊子「QUPiO+」が配布される。
- ◆ 特定保健指導は、健診結果に問題があり、生活習慣の改善が必要な方に、専門的なスタッフ（保健師や栄養士）が生活習慣改善の支援を行う。
- ◆ 共済組合では、「SOMPOヘルスケア」に業務委託している。
- ◆ 人間ドックの場合、受診先によっては保健指導まで受けられる医療機関もあり。

7

7

常時50人以上の労働者を使用する事業所

労働安全衛生法に義務づけられている

- ◆ 衛生管理者の選任・報告
(衛生推進者：10人以上50人未満の事業所)
- ◆ 産業医の選任・報告
- ◆ (安全) 衛生委員会の開催
- ◆ 定期健康診断結果の報告
- ◆ ストレスチェックの実施・報告

8

8

常時50人以上の労働者を使用する事業所

非常勤講師や会計年度任用職員も含む

- ◆ 臨時的な雇入れなどを除き、常態的な労働者は全て含めてカウントする。
 - ◆ 非常勤講師など複数校にて勤務している場合、本務校・兼務校のどちらもカウントする。
- ちなみに、
- ◆ 定健やストレスチェックの対象は、「常時使用する労働者」です。
- ①雇用期間を全く定めていない、または、1年以上の雇用契約をしているか、既に1年以上引き続いて雇用した実績があること。
- ②1週間当たりの労働時間数が通常の労働者の3/4以上であること。
- ◆ 雇用形態に関わらず、上記①・②の両方を満たす者
 - ◆ 1週間の労働時間数が1/2以上で、①に該当する場合は対象とすることが望ましい。

9

9

衛生管理者・衛生推進者

週1回以上の職場巡視

- ◆ 職場巡視し、設備や作業方法、衛生状態、職員の健康状態などを確認、記録する。
- ◆ 作業環境や作業方法について改善の可能性を検討する。
- ◆ これらのことについて衛生委員会で報告する。
- ◆ 健診結果や健康診断個人票を整理し、職員一人ひとりの健康状態を掌握。
- ◆ 衛生管理についての疑問は、産業医などに確認し、お互いに十分な意見交換をする。

10

10

安全衛生委員会

月1回以上の開催を

- ◆ 公務災害の未然防止と、職員の健康の保持・増進を目的に、安全衛生上の対策などを調査審議する場。
- ◆ 実施後は記録の作成と、職員への周知。
- ◆ 事業主（福利課）への報告も忘れずに。（毎翌月10日ㄨ）
- ◆ 設置義務のない事業所でも、安全衛生に関する事項について関係職員の意見を聴くための機会を設けなければいけない。

11

11

産業医

最低2カ月ごとの職場巡視

- ◆ 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害の恐れがある時は、直ちに、労働者の健康障害を防止する多も目の必要な措置を講じなければならない。（安衛則第15条第1項）
- ◆ ただし、事業者から毎月1回以上、職場巡視の結果や衛生委員会で調査審議された職員の健康障害の防止や、健康を保持するために必要な情報の提供を受けており、事業者の同意が得られている場合は、2カ月ごとでも構わない。

12

12

R6年度末～R7年度初めの対応業務

年度	通知時期 (予定)	業務名(予定)	業務内容	提出期限 (予定)	提出方法
R6	R7.2.10 (依頼済)	職員定期健康診断実施状況報告 (健診結果報告)	令和6年度に定期健診・ドックを受診した職員の状況を報告していただきます。また、自費等で受診した職員がいた場合は別途様式にて結果報告もお願いいたします。	R7.3.13	メール (提出用エクセルファイル添付)
	R6.5.17	令和6年度産業医職務実施報告書 (安全衛生委員会実施報告書最終報告)	令和6年度に実施した安全衛生委員会実施報告書の最終提出期限となります。同時に、令和6年度に産業医が勤務した回数と内容を提出いただくものになります。	R7.3.14	メール (様式にて報告)
	2月中旬 (依頼済)	令和7年度定期健康診断日程希望調査	令和7年度の定期健康診断の日程希望を回答していただきます。胃検診実施の有無や駐車場確保などの回答も併せてお願いいたします。	R6.3.15	メール (提出用エクセルファイル添付)
	3月上旬～中旬	令和7年度定期健康診断日程の事前開会	令和7年度定期健康診断日程希望調査を元に、各会場の実施日(午前または午後)を事前開会させていただきます。会場校は実施の可否について回答ください。	3月中旬	Logoフォーム
	3月中旬～下旬	令和7年度B型肝炎感染予防対策事業の日程等について	令和7年度B型肝炎予防事業(B型肝炎ワクチン接種)の対象者の事前確認です。正式通知は新年度に発出予定ですが、回答期限が短いため、前年度に事前予告しております。	R7.4.7	メール (提出用エクセルファイル添付)
	3月中旬～下旬	令和7年度特定業務従事者健康診断の日程について	令和7年度特定業務従事者健診(寄宿舎指導員で宿直業務に月平均4回以上従事する職員対象)の事前予告です。B型肝炎と同様に正式通知は新年度に発出します。	R7.4.7	メール (提出用エクセルファイル添付)
	3月中旬	令和7年度県立学校産業医の推薦について (依頼)	令和7年度産業医の推薦を依頼するものです。	R7.4.4	メール (専用様式送付予定)
	3月中旬	令和7年度県立学校安全衛生管理者(推進者)の報告について(依頼)	令和7年度衛生管理者(推進者)の報告を依頼するものです。	R7.4.4	メール (専用様式送付予定)
	3月中旬～下旬	令和7年度特定業務従事者健診及びB型肝炎感染予防事業 会場調整	例年特定業務従事者健診とB型肝炎抗体検査の実施会場として、一部学校の会議室をお借りしています。令和7年度もお願いできればと考えております。	R7.3.末頃	メール ※調整の場合、電話も使用
	3/31発送 (3月中旬HP掲載・メール連絡予定)	令和7年度人間ドック事業の申込について	検診機関で各種検査を行うことにより、生活習慣病等の早期発見を図り組合員及び会員の健康管理に役立てます。また、当該年度40歳以上の組合員については「特定健康診査を含む人間ドック」として高齢者医療確保法に基づき特定健康診査を本事業内で併せて実施します。	R7.4.15	令和6年度同様、電子申請による申込。詳細は実施通知と共に送付予定。
R7	4月上旬	定期健康診断申込者取りまとめ (非常勤及び各学校での健診)	職員定期健康診断を受診する職員情報のとりまとめと提出をお願いいたします。	4月下旬	メール (提出用エクセルファイル添付)
	4月上旬	長時間労働等による健康障害防止対策実施状況報告の提出	時間外労働が90・100時間を超えた職員数や産業医面談を行った職員数、所属で取り組んでいる長時間労働対策について回答をお願いいたします。	R7.4.30	メール又は郵送 (提出用様式添付)
	4月上旬	特定業務(金属アーク溶接等作業)健康診断の実施について	金属アーク溶接等作業に従事する職員のうち、対象者(常時従事する職員、常時従事しないが健診を希望する職員)の報告をお願いいたします。	R7.4.28	メール (提出用エクセルファイル添付)
	4月中旬	ストレスチェック対象者事前確認 (会計年度任用職員)	R7年度からストレスチェックを7月に実施することになりました。対象となる会計年度任用職員について名簿の作成をお願いいたします。	4月下旬	メール (提出用エクセルファイル添付)
	5月	定期健康診断日程の通知 ※実施時間	定期健康診断申込人数をもとに、各実施日の実施時間を通知します。職員に周知するとともに、日程の確保をお願いします。		
5月上旬	喫煙対策実施報告書の提出	喫煙者数、所属で取り組んでいる喫煙対策について回答をお願いいたします。	R7.5.30	メール又は郵送 (提出用様式添付)	